


 公益社団法人福岡中部法人会

法人会ニュース



●今月の便に同封している書類（ご案内等）

◆ほうじん新春号

●本部等の行事

月	日	曜	内容
1	28	木	新春講演会（事前申し込みが必要です） 18:00 ~ 20:00 於：ソラリア西鉄ホテル
2	2	火	新設法人説明会（事前申し込みが必要です） 13:30 ~ 16:30 於：福岡ガーデンパレス

●支部の行事

月	日	曜	内容
1	14	木	租税教室（第12支部） 10:00 ~ 11:35 於：長丘小学校
1	15	金	租税教室（第13支部） 9:20 ~ 11:40 於：老司小学校
1	18	月	租税教室（第13支部） 10:30 ~ 11:15 於：弥永西小学校
1	19	火	租税教室（第3支部） 13:25 ~ 14:10 於：舞鶴小学校
1	20	水	租税教室（第13支部） 14:25 ~ 15:05 於：鶴田小学校
1	22	金	租税教室（第13支部） 11:05 ~ 11:50 於：柏原小学校

●青年部会の行事

月	日	曜	内容
1	13	水	租税教育プレゼンテーション 11:00 ~ 12:00 於：福岡ガーデンパレス

●女性部会の行事

特にありません

●受賞おめでとうございます。●

福岡国税局長納税表彰	福岡中部法人会 副会長	下瀬博貴 氏
福岡税務署長納税表彰	福岡中部法人会 副会長	赤木保之 氏
〃	福岡中部法人会 常任理事	岩堀博隆 氏
〃	福岡中部法人会 理事	川畑康太郎 氏
〃	福岡中部法人会 理事	岩井敬正 氏
福岡税務署長感謝状	福岡中部法人会 理事	伊原由美子 氏
〃	福岡中部法人会 理事	新井洋子 氏

(I) 税務カレンダー

- 1月4日** ●10月決算法人の確定申告
●4月決算法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告
- 1月12日** ●源泉所得税の納付（年2回納付の特例適用者は前年7月～12月分を1月20日までに納付）
- 2月1日** ●源泉徴収票の交付
●支払調書の提出
●固定資産税の償却資産に係る申告
●11月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）
●5月決算法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告
●給与支払報告書の提出
●贈与税の申告（～3月15日）

(II) 知らないと損する税情報

令和3年度税制改正

税 理 士 堤 一 博

現在、コロナ禍第3波に晒され、ワクチン接種に向けての朗報もありますが、未だ決定打を欠く厳しい状況が続いています。

さて、税制改正の時期です。

各省庁から出された要望事項が、税制調査会で取りまとめられて、12月半ばごろまでには、「令和3年度税制改正大綱」として公表される予定です。なお、関連して、令和2年9月15日に、一般社団法人 日本経済団体連合会が「令和3年度税制改正に関する提言」、16日には日本商工会議所が「令和3年度税制改正に関する意見」、また、24日には公益社団法人 全国法人会総連合が、「令和3年度税制改正に関する提言」を公表しています。いずれも、脱コロナ時代に向けての税制への期待が読み取れます。

法人税関係では、以下の項目が、改正される見込みです。

(1) 中小企業者等の法人税率の特例の延長

現在が、法人税の基本税率が23.2%であるところ、資本金1億円以下の中小企業者等については、令和3年3月末開始事業年度まで所得金額が800万円以下は、15%の税率が適用されていますが、この措置を令和5年3月31日開始事業年度までの2年間の延長するものです。

(2) 中小企業投資促進税制の延長

青色申告の中小企業者等が、指定期間内（現在は令和3年3月31日まで）に一定の指定事業の用に供した機械等（特定機械装置等、例えば、1台の取得価額が160万円以上の機械・装置など）を取得した場合に、普通償却限度額に加えて30%の特別償却、または、その事業年度の法人税額の20%を限度とした7%の税額控除を認めるものですが、その指定期間を令和5年3月31日までに延長するものです。

(3) 中小企業経営強化税制の延長

これは、青色申告の中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた中小企業者等が、指定期間内（令和3年3月31日まで）に一定の新品の特定経営力向上設備等を取得又は製作若しくは建設して、国内にあるその法人の指定事業の用に供した場合に、その指定事業の用に供した日を含む事業年度において、即時償却又は7%

の税額控除を認めるものですが、これも、その指定期間を令和5年3月31日までに延長するものです。

因みに、この税制は、中小企業等経営強化法にいう「経営力向上計画」という人材育成・財務内容の分析、生産性向上に関する設備投資等の計画を所定の書式で、業務分野別の主務大臣に提出して認可を受けることが前提となっていますので、早めの準備が必須であることを申し添えておきます。

(4) 所得拡大促進税制の延長・見直し

この制度は、中小企業者等が、平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に支給する給与等（注2）が前年支給額を超える場合等適用要件を満たすときは、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額（増加額）の15%（《上乘せ要件》を満たす場合には25%）税額控除ができることとされますが、この期限も令和5年3月31日までに開始する事業年度へと延長するものです。また、一定の見直しも行われることとされています。

(5) 研究開発税制の拡充と延長

研究開発税制は、①「試験研究費の総額に係る税額控除制度」、②「中小企業技術基盤強化税制」及び③「特別試験研究費の額に係る税額控除制度」の3つの制度によって構成されていますが、①総額型及び②中小企業技術基盤強化税制の税額控除の上限額を現行の法人税額の25%から30%に引き上げるとともに、総額型の控除率の10%上乘措置の令和5年3月31日までに開始する事業年度に延長するとともに、クラウドサービスや製品開発のために用いられるツール等、自社利用ソフトウェアに係る試験研究費について、発生時損金処理と研究開発税制の税額控除対象試験研究費への算入するものです。

(6) サテライトオフィス整備に係る軽減措置の創設

総務省の要望として、新型ビジネススタイルとしてサテライトオフィス整備を税制面で支援する新制度が盛り込まれました。これは、総務大臣の計画認定を受けて一定のセキュリティ水準を確保したサテライトオフィスの整備のために取得した設備について、その取得価額の30%の特別償却又は5%の税額控除を認めるとする制度です。この対象となる設備は、地方における新型ビジネススタイルの普及・定着を推進する見地から、東京都特別区及び大阪市を除く地域において取得した専ら他人の用に供するサテライトオフィス整備に係る設備で、LAN設備（ルータ、スイッチ、Wi-Fiルータ、ファイアウォール、VAN装置、ネットワーク監視装置、回線設備）、サーバ、セキュリティカメラ設備、複合機、電気設備、附帯設備などが含まれます。

多額の初期投資負担を軽減して、民間のサテライトオフィスへの設備投資を誘導するもので、この特例の適用期間は令和3年4月1日から同5年3月31日までの2年間とし、2年間でサテライトオフィス設置箇所数の30%増を目指しているようです。

法人税以外では、所得税の生命保険料控除の拡充やセルフメディケーション税制の拡充・延長、相続税・贈与税の教育資金の贈与の特例の延長や結婚・子育て資金の贈与の拡充・延長があります。

いずれにしても、税制面での支援は、間接的な下支えであり、現下のコロナ禍には、引き続き、政府等の直接的な補助金・助成金を積極的に活用する必要があることは、申すまでもありません。

今後の政府の施策には、アンテナを高くして、速やかに対応できるよう、情報の収集に努めてください。



福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
2021	1	28(木)	18:00～20:00	本部	新春講演会	ソラリア西鉄ホテル
	2	2(火)	13:30～16:30	本部	新設法人説明会	福岡ガーデンパレス
	3	15(月)	14:00～15:30	本部	経営セミナー	ソラリア西鉄ホテル
		24(水)	14:00～16:30	本部	決算事務説明会	福岡ガーデンパレス
	4	7(水)	9:30～16:00	本部	新社会人セミナー	西鉄イン福岡

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)

※ 各行事は、新型コロナウイルス感染症の関係で、中止若しくは延期する場合があります。

